

## 商品概要説明書

(令和3年5月6日現在)

1. 商品名称	・ J A加古川南 退職金受入定期貯金「ベストワン」 (退職者専用 金利上乗せ型定期貯金)
2. 販売対象	・ 個人
3. 取扱期間	・ 令和3年5月6日(木)～令和4年4月29日(金)
4. 取扱商品	・ スーパー定期貯金(1年) ・ 大口定期貯金(1年) ・ スーパー定期貯金・大口定期貯金とも、預入時のお申し出により自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 新規一括預入 ・ スーパー定期貯金・・・100万円以上(退職金の額までが上限となります) ・ 大口定期貯金・・・1,000万円以上(退職金の額までが上限となります) ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 ①組合員の方 ②組合員以外の方 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	① 組合員の方が、退職金を新規預入の場合、0.3%の約定利率を満期日まで適用します。但し、預入期間が1年以外の場合は、金利の上乗せは致しません。自動継続後は、継続時の店頭表示利率を適用致します。 ② 組合員以外の方が、退職金を新規預入の場合、0.2%の約定利率を満期日まで適用します。但し、預入期間が1年以外の場合は、金利の上乗せは致しません。自動継続後は、継続時の店頭表示利率を適用致します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 確認書類等	「退職所得の源泉徴収票」、「退職金支払明細」、「退職金受取口座のお通帳」等のご退職日や入金日・お受取り金額を確認できる資料の提示をお願いします。
8. 制約条件	・ 退職金よりご新規で定期貯金を100万円以上(期間1年)お預入いただける方でお預け入れ額の上限は退職金の金額までとなります。 ・ これからお受取りになる退職金、もしくは過去8ヵ月以内にお受取りになった退職金対象です。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.500%を上乗せした利率) ・ スーパー定期貯金の場合は、マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。

<p>11. スーパー定期貯金中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー定期貯金を満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>(1) 中途解約日が、預入日から6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>(2) 中途解約日が、預入日から6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%</li> </ul> <p>ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
<p>12. 大口定期貯金中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口定期貯金を満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>(1) 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></li> <li>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</li> <li>(2) 預入日の6か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></li> </ul>
<p>13. 貯金保険制度（公的制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象</li> </ul> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置</li> </ul> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決措置</li> </ul> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>

15. その他参考 となる事項	・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算しま す。
--------------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南